

証券投資信託約款変更（確定）のお知らせ

弊社では、「インデックスファンド Jリート」（以下、当ファンドといいます。）につきまして、2024年3月16日を新聞公告日として下表に記載の約款変更について受益者の皆様へ提示し、異議申立の受付を行なってまいりました。

受付最終日である2024年4月26日までに弊社に到着したものについて集計を行なった結果、異議申立期間中に異議申立をされた受益者が保有する2024年3月19日現在の受益権口数の合計が、2024年3月19日現在の受益権総口数の2分の1を超えませんでした。したがって、以下の通りに約款変更を実施させていただくこととなりましたので、ここにお知らせ申し上げます。

<約款変更の概要>

変更内容	変更実施日
① ファミリーファンド方式への移行	
A) 投資対象とするマザーファンドの追加	2024年6月18日
B) 直接投資方式の廃止	2024年9月18日
② 購入・換金における適用基準価額の変更、信託財産留保額の撤廃	2024年6月18日
③ 購入・換金における申込不可日の設定	2024年5月15日
④ ファンド名称の変更	2024年6月18日
⑤ その他、マザーファンド約款と平仄を合わせるための変更	2024年6月18日

【約款変更の内容】

①ファミリーファンド方式への移行

A) 投資対象とするマザーファンドの追加

当ファンドにおいて運用効率の向上を図り、かつ安定したファンド運営を行なうため、ファミリーファンド方式への移行を行ないます。

現在、当ファンドはJリートに直接投資する運用形態（以下、「直接投資方式」といいます。）となっておりますが、新たに投資対象とするマザーファンドとして「インデックス マザーファンド Jリート」を追加し、当該マザーファンドを通じてJリートに投資する運用形態へ変更いたします。

なお、この段階においては、直接投資方式とファミリーファンド方式が並存いたします。2024年6月18日以降速やかに、当ファンドで保有しているJリートを売却し、新たに投資対象とするマザーファンドにて当該Jリートを購入いたします。

※Jリートの入替に伴う売買コストは、日興アセットマネジメントが負担いたします。

B) 直接投資方式の廃止

上記A)に記載の並存期間を経て、直接投資方式を廃止し、ファミリーファンド方式へ完全に移行いたします。

変更前	直接投資方式
変更後 A)	2024年6月18日以降 直接投資方式＋ファミリーファンド方式
変更後 B)	2024年9月18日以降 ファミリーファンド方式

②購入・換金における適用基準価額の変更、信託財産留保額の撤廃

受益者の利便性の向上を図るため、当ファンドの購入・換金における適用基準価額を「翌営業日の基準価額」から「当日の基準価額」に変更いたします。また、換金時の負担コストを低減するため、当ファンドの換金時における信託財産留保額（適用基準価額×0.3%）を撤廃いたします。

変更前	・購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ・換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
変更後	・購入申込受付日の基準価額 ・換金申込受付日の基準価額

③購入・換金における申込不可日の設定

上記②に記載の適用基準価額の切り替えに備えるため、2024年6月17日を購入・換金の申込不可日といたします。

変更前	なし
変更後	2024年6月17日

※2024年6月17日を申込不可日としてもお客様に著しい不利益は生じないものと考えております。仮に2024年6月17日に購入・換金の申込が可能だとして、その適用基準価額は翌営業日基準で2024年6月18日の基準価額となります。また、2024年6月18日に購入・換金の申込を行なう場合は、約款変更後となるため、その適用基準価額は当日基準で2024年6月18日の基準価額となります。つまり、2024年6月17日に申込ができなくても2024年6月18日に申込すれば、同じ2024年6月18日の基準価額を適用できることとなります。

ただし、解約代金の支払いについて、2024年6月18日の換金申込では、2024年6月17日に換金申込が可能な場合と比較して、1日遅れが生じます。

④ファンド名称の変更

変更前	インデックスファンド Jリート
変更後	インデックスファンドJリート（東証REIT指数）毎月分配型

（ご参考）日本経済新聞 基準価額掲載名 ※約款変更ではございません。

変更前	インJリ
変更後	インJリ毎月

⑤その他、マザーファンド約款と平仄を合わせるための変更

その他、投資対象マザーファンドの約款と平仄を合わせるための変更やそれに付随する変更を行ないます。この変更には、以下のような運用制限の変更を含んでおりますが、これに限りません。

変更前	・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。 ・外貨建資産への直接投資は行ないません。
変更後	・株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

以上

2024年5月14日
東京都港区赤坂九丁目7番1号
日興アセットマネジメント株式会社